

別表

<p>第3条第1項 (要件)</p>	<p>補助事業は、次に掲げるすべての要件に該当するものを対象とする。</p> <p>(1) 補助事業の開始に当たり、法令の規定により許認可等（法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）を必要とする者にあつては、当該許認可等を受け、又は開業までに当該許認可等を受ける見込みのあること。</p> <p>(2) 事業を的確かつ継続的に実施できること。</p> <p>(3) 開業するエリアの商店会へ加入すること。</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。ただし、申請日に本市の市民でない場合は、現住所地の自治体の税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 補助事業完了後、6月以内に開業する見込みがあること。</p> <p>(6) 空き店舗が、事業者本人（法人又は団体の場合は代表者）の三親等内の親族が所有するものでないこと。又、事業者が法人又は団体の場合は、事業者が所有するものでないこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。ただし、事業者が商店会の場合は(3)は要件としない。</p>
<p>第3条第2項 (補助対象経費)</p>	<p>補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く）とする。ただし、建築物の主要構造部を変更する工事を除く。</p> <p>(1) 工事請負費</p> <p>(2) 原材料費</p> <p>(3) 建物付属設備費</p> <p>(4) 施設・設備の撤去費</p> <p>(5) 設計委託料</p> <p>(6) 監理委託料</p> <p>(7) 備品購入費</p> <p>※備品購入費は、店舗改装工事と一体で設置し、店舗内に据置と判断できるもので、使用目的が補助事業に限定して使用されることが確認できる備品の調達費用とする。</p> <p>※レンタル又はリースで調達する備品は対象外とする。</p> <p>※パソコンやカメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるものは対象外とする。</p> <p>※消耗品は対象外とする。</p> <p>※建築確認申請などの建築等各種申請費は対象外とする。</p> <p>※見積書の作成にかかる費用、賃貸借契約にかかる費用（家賃等含む）は対象外とする。</p>
<p>第3条第3項 (補助金の額及び補助限度額)</p>	<p>(1) 補助金の額 補助金の額は、第3条第2項に定める経費の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(2) 補助金の限度額 1事業につき120万円を上限とする。</p>